

古平町住宅リフォーム補助制度(平成29年度)

- ・ 町民の皆さんが、住宅等のリフォームを行う場合に、予算の範囲内で工事費の一部を補助します。
- ・ ここでいうリフォーム工事とは、既存の住宅の機能や性能の維持又は向上させるための増改築、修繕、模様替えなどの改修工事のことです。

※既に工事を始めていたり、工事が終わっているものは補助対象になりません。

対象となる住宅

古平町内の一戸建て住宅及び店舗や事務所併用住宅
(店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象となります。)

対象となる工事 (注1)

以下の条件を全て満たしている補助対象工事です。

- ①リフォーム工事の費用が20万円以上(消費税込)であること。
- ②平成30年2月28日までに完了する工事であること。

注1: 古平町等が実施するその他の支援制度を利用した場合、その費用は補助金交付の対象にならない場合があります。

対象とならない工事

対象とならない工事の例は、次のような工事です。

- ①住宅の新築・購入(中古住宅購入後の申請は可)
- ②リフォームを目的としない既存住宅の解体工事
- ③住宅と別棟の車庫や物置の設置及び改修
- ④外構工事(門・塀・アスファルト舗装等)
- ⑤融雪設備の設置及び改修
- ⑥家電製品、家具等の設置及び交換
- ⑦設計費、工事監理費等

補助金の額

- ①リフォーム工事費の30%で一戸当たり30万円が限度です。
- ②補助金の交付は同一の住宅について1回限りです。(注2)
- ③補助金の交付は1人について1回限りです。(注2)

注2: 平成28年度から平成31年度までの期間において

補助金額の特例

新規の下水道接続工事を含むリフォーム工事であって、個人町民税課税標準額が150万円以下である場合には、補助金額が工事費の40%で上限40万円となります。

申し込みできる方

以下の条件を全て満たしている方です。

- ①古平町に住民登録している、又は6ヶ月以内に住民登録が見込まれる者であって、リフォームを行う建物に現に居住または居住予定であること
- ②申込者及びその世帯員それぞれの当年度個人町民税課税標準額^(注3)が、300万円以下であること
- ③下水道の供用区域内においては、接続済である若しくは今回のリフォーム補助制度において下水道接続工事を含むリフォーム工事を行う方。^(注4)

注3: 個人町民税課税標準額については、役場財政課課税係までお問い合わせ下さい。

注4: 下水道接続工事は、トイレと他の雑排水の全てを下水道に接続する必要があります。

注4: 下水道接続工事を含む場合には、補助金が上乗せになる場合があります。

申し込み受付場所・時間

- ①受付場所は、古平町役場建設水道課建築係です。
- ②申請書、工事費内訳書、同意書及び写真を持参してください。
(写真は施工前で、施工する箇所・範囲を写したもの)
- ③申し込みは平成29年4月3日(月)から随時受付いたします。
- ④受付時間は午前8時45分から午後5時30分です。

事務所等の下水道接続工事費に対する補助金の特例

次の要件を満たす法人又は個人が、町内に所有する事務所、工場、店舗、倉庫又は賃貸住宅などの住宅以外の建物^(注5)に下水道接続を行う場合にも、今回の補助制度を利用することができます。

- ①法人にあつては、町内に本店を有するものであって、直前の事業年度の町民税法人税割が課せられていないこと。
- ②個人にあつては、申込者及びその世帯員それぞれの今年度個人町民税課税標準額が、300万円以下であること。(古平町に住民登録している者に限る)

注5: 補助対象となる建物ごとに補助を行います。

なお上記以外にも補助制度の基準がありますので、詳しくは別紙要綱をご覧になるか、下記にお問い合わせください。

古平町役場建設水道課建築係
電話番号 0135-42-2181 (内線43)